

臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）および解説

日本臨床宗教師会

2016年2月28日制定

前文

臨床宗教師は同時に宗教者でもある。臨床宗教師としての倫理と、所属する教団の倫理の双方を遵守することが求められる。すなわち公共空間において活動する場合は、宗教者としての倫理に加えて臨床宗教師の倫理を守る義務がある。臨床宗教師には、2016年2月28日に制定された「臨床宗教師倫理綱領」（以下綱領）があり、「実習を含めた臨床宗教師の現場での活動を適切なものにするべく、関係者は本倫理綱領と倫理規約を共有する」こととなっている。

本規約は、「綱領」の理念尊重の上、臨床宗教師が陥りがちな倫理問題についてより具体的な注意を喚起することによって、問題の発生を未然に防ぎ、臨床宗教師の質を確保・向上させ、ケア対象者の福祉を改善しようとするものである。本規約の適用は、臨床宗教師の研修受講と共に始まり、研修終了後もこれを遵守しなければならない。

解説：本規約は、臨床宗教師として公共空間において活動する場合に適用され、宗教空間で行われる宗教活動について規制するものではない。ただし宗教的活動と臨床宗教師活動が混同されていると疑念を抱かれないよう十分な注意を払わなければならない。

1. 臨床宗教師は、ケア対象者の自律性を尊重しなければならない。

解説：臨床宗教師の宗教観・価値観を押しつけてはならない。あくまでケア対象者の人生であり、その自発的選択を尊重する。臨床宗教師は指導するのではなく自律を助ける援助者であることを肝に銘じなければならない。あくまでケア対象者がケアの主人公なのである。

2. 臨床宗教師は、ケア対象者を傷つけてはならない。

解説：医療者は患者を傷つけず、最善の治療を尽くすことを誓う（ヒポクラテスの誓い）。臨床宗教師も、ケア対象者を傷つけず最善のケアを提供する義務を負う。臨床宗教師が他のケア提供者と異なり、自覚しておかなければならないことは、宗教者の宗教的言動が相手を傷つける場合があるということである。いわゆる因果論や天国、地獄などの死後世界観もケア対象者を傷つけることがある。宗教的権威を誤用したハラスメントにも注意しなければならない。当然、ケア対象者の家族や、医療・介護スタッフ、同僚などとの関係も、良好な関係を維持し損なうことがあってはならない。

3. 臨床宗教師は、ケア対象者を公正・平等に扱わなければならない。

解説：ケア対象者をひいきまたは疎ましく思い、人や時によって対応を変えてはならない。ケア対象者とうまくいかないときは、スーパーヴィジョンを受け分析することでケア力が向上する。場合によっては無理せず他の臨床宗教師と代わることも賢明な選択である。

4. 臨床宗教師は、活動する公共空間において、そのルールを遵守しなければならない。

解説：臨床宗教師として活動する以上、公共空間において、布教・伝道・宣教をしてはならないことはもちろん、言動や服装などもその公共空間に許容されるものでなければならない。作務

衣や修道服などの着用が好ましくない場合も少なくない。化粧や香水、香などにも配慮が必要である。公共空間の管理者と事前によく摺り合わせておく必要がある。またケア対象者の自宅であっても、在宅ケアとして派遣されている場合は、派遣先のルールを遵守する。また、個人的に依頼を受けてケア対象者の自宅を訪問する場合も、その場を公共空間とみなしてケアを提供すべきである。

5. 臨床宗教師はケア対象者の秘密を守りつつ、派遣先の情報共有のルールを遵守しなければならない。

解説：臨床宗教師はケア対象者からさまざまな秘密を明かされることがある。この秘密は守らなければならないが、医療・福祉施設などでは情報の共有を求められることもある。ケア対象者に対する守秘義務を果たしつつ、派遣先（活動現場）のルールに従って情報を共有することは矛盾するが、ケア対象者の諒解を得、その部分を共有するなど工夫が絶えず必要である。診療記録などのケア記録は一般的に5年間保存とされ情報公開の対象となり、ケア対象者が読む可能性があることを留意しておく。記録を取ることは、臨床宗教師自身のケア力向上をもたらすだけでなく、ケア対象者、臨床宗教師双方をトラブルから守る意味からも必要である。またケア対象者には事前に、「自傷他害のおそれのある場合は守秘義務の例外とする」原則があることなどを伝えておく必要がある。

6. 臨床宗教師は、布教ととられる行為を行わず、地元の宗教者と友好関係を保たなければならない。

解説：臨床宗教師の活動は、地域の寺檀関係等を損なうものとして警戒されることがある。そうした疑念を払拭し、地元の寺院や教会などとの無用なトラブルを避け、円滑で継続的な地域貢献を可能とする関係を築かなければならない。地域の宗教団体が地域の臨床宗教師活動を担えるよう、協力を求める啓発活動を行う。

7. 臨床宗教師は、ケア対象者と多重関係をもってはいけない。

解説：「多重関係」とは、公共空間で出会う臨床宗教師としての立場の他に、「宗教者」としてや「個人」としてケア対象者と関係をもつことである。具体的には、公共空間で出会ったケア対象者を自らの教団の施設や行事に誘ったり、ケア対象者と個人的に会ったり、自宅を訪問する（在宅ケアとして自宅を訪問することは含まれない）などである。こうしたことは臨床宗教師およびケア対象者の双方にとって関係の混乱をもたらし、さまざまなトラブルを引き起こし、致命的な過ちを冒すことになる。厳に慎まなければならない。ケア対象者との関係は常にオープンにしておく必要がある。

8. 臨床宗教師はケア対象者から金員を受け取り、ケア行為を宗教的宣伝に使うなど個人的欲求または利益のために行動してはならない。

解説：臨床宗教師としての活動は、公共空間で行われるため、ケア対象者から報酬や布施・寄附などの金員を個人的に受け取ってはならない。また高価な物品を受け取ってはならない。一般社会から宗教者へ向けられる最も厳しい批判は、「営利主義」や「食欲」であることを忘れてはならない。またケア対象者から遺産などを贈与されることも認められない。宗教者には許容される

場合があっても、臨床宗教師としての活動時には慎まなければならない。

またケア行為を、自らや教団の利益のために行ってはならない。

9. 臨床宗教師は自己研鑽と相互研鑽につとめ資質の向上を図らなければならない。そのために臨床宗教師会に所属し、研修会に参加する責務を負う。会の認めるスーパーヴァイザーの指導にもとづき事例を研究する必要がある。

解説：単独でケア対象者と接することが多い臨床宗教師は、自らの言動を客観的に見ることが難しく独善的なケアに陥りがちである。それを避けるために事例研究会（会話記録）や研修に積極的に参加し、スーパーヴァイザーを受ける必要がある。自らの資質向上に留まらず、他の臨床宗教師の言動にも心を配り、互いに学び合い注意しあう相互研鑽によって臨床宗教師全体の資質向上を図ることができる。臨床宗教師会で開催される研修会には積極的に参加することが求められる。

10. 臨床宗教師は、その名誉を守り、質を保証するため、倫理綱領および本規約を遵守しなければならない。臨床宗教師としての活動に倫理的疑義が生じた場合、日本臨床宗教師会は、倫理委員会に諮問する。倫理委員会は当該案件を調査・審議させ、処遇案を会長へ答申する。処遇は、注意、再教育、活動停止、臨床宗教師名称使用の停止などである。

解説：臨床宗教師の活動はめざましく、各界が注目しており、今後もさらなる展開が期待されている。しかし同時に倫理面での明確な規範が求められるようになってきた。本規約もその要請の中で制定されたものである。倫理規約とは、臨床宗教師相互の協力と研鑽によって、ケア対象者の権利を守り、より質の高いケアを提供するための基本的ルールである。

倫理に抵触する事案や疑念が生じた場合は、会長が倫理委員会に諮問し、倫理委員会が事実関係を調査し、当人の弁明を求め、倫理委員会で処遇案を作成する。処遇案は会長に答申され、理事会において処遇を決める。処遇は原則として文書をもって行う。処遇内容は、当該事案についてのスーパーヴィジョンの義務付け、研修の受講などの教育的指導、あるいは臨床宗教師としての活動を一定期間停止させ、以後、臨床宗教師と称することを認めないことなどの活動制限、退会処分などである。

以上